

食の安全連絡協議会推進部会運営要領

1 目的

この要領は、食の安全連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の議事を補佐するため設置した推進部会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 調査検討事項

推進部会は、連絡協議会の付託を受け、次の事項について調査、検討を行い、その結果を適宜連絡協議会に報告する。

- (1) 食の安全確保に関する基本的事項
- (2) 食の安全確保に関する具体的対策
- (3) 食の安全確保に関する情報及び意見の交換並びに相互協力のあり方
- (4) その他食の安全確保に関し必要な事項

3 組織構成

推進部会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

4 部会長

推進部会に部会長を置き、保健福祉局医療衛生部長をもって充てる。

- (1) 部会長は、必要に応じて推進部会に食品関連事業者その他の関係者の出席を求めることができる。
- (2) 部会長は、必要に応じ担当者会議を招集することができる。
- (3) 部会長は、この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に必要な事項を定めることができる。

5 庶務

推進部会の庶務は、保健福祉局医療衛生部生活衛生課において処理する。

附則

この要領は、平成19年3月20日から施行する。

この要領は、平成20年4月18日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

別表

保健福祉局医療衛生部長、市民局生活文化スポーツ部消費生活センター所長、保健福祉局健康福祉部健康推進課長、保健福祉局医療衛生部生活衛生課長、保健福祉局
--

医療衛生部保健所食品安全課長、保健福祉局医療衛生部環境保健研究所健康科学課長、こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課長、経済農政局経済部産業支援課長、経済農政局農政部農政課長、経済農政局農政部農政センター農業生産振興課長、経済農政局経済部地方卸売市場長、教育委員会学校教育部保健体育課長